

目 次

誌上実務講座：民事裁判手続における不服申立制度

- まえがき [5 頁]
- 監修にあたって [6 頁]
- 第 1 民事裁判手続における不服申立制度 [7 頁]
 - 1 意義
 - 2 法的根拠
 - 3 不服申立制度概観
 - 4 裁判の形式（一般論）
- 第 2 上訴 [1 2 頁]
 - 1 上訴の意義・種類・効果
 - 2 控訴
 - 3 上告
 - 4 抗告
 - 5 不服申立できない裁判
- 第 3 上訴の方法・種類と上訴期間 [2 2 頁]
 - 1 控訴
 - 2 上告
 - 3 上告受理申立
 - 4 特別上告
 - 5 即時抗告
 - 6 通常抗告
 - 7 再抗告
 - 8 特別抗告
 - 9 許可抗告
 - 1 0 準抗告
 - 1 1 執行抗告
 - 1 2 保全抗告
- 第 4 異議 [2 5 頁]
 - 1 意義
 - 2 民事訴訟法上の異議
 - 3 民事訴訟法以外の異議
- 第 5 人事訴訟事件及び家事事件における抗告・異議申立 [3 2 頁]
 - 1 人事訴訟事件

2 家事事件

第6 書式の具体例 [36頁]

- 1 控訴状（被告控訴の場合）
- 2 控訴状（原告控訴の場合）
- 3 上告状
- 4 上告受理申立書
- 5 上告状兼上告受理申立書
- 6 抗告状
- 7 特別抗告状・特別抗告理由書
- 8 抗告許可申立書
- 9 執行抗告状
- 10 執行異議申立書
- 11 保全抗告状（債務者側からの申立）
- 12 保全抗告状（債権者側からの申立）
- 13 家事審判に対する即時抗告申立書
- 14 支払督促に対する異議申立書
- 15 強制執行停止決定申立書
- 16 強制執行停止の上申書

第7 期間等の基本的知識 [43頁]

- 1 はじめに
- 2 送達と告知
- 3 初日不算入の原則
- 4 期間の満了
- 5 不変期間
- 6 設例

第8 執行停止制度 [52頁]

- 1 意義
- 2 種類
- 3 控訴の提起に伴う執行停止～仮執行宣言付き判決に対する控訴の例

◆資料編◆ [56頁]

- 資料1 控訴審フローチャート
- 資料2 上訴フローチャート（簡易裁判所が第一審の場合）
- 資料3 上訴フローチャート（地方裁判所が第一審の場合）
- 資料4 抗告フローチャート（簡易裁判所が原審となる場合）
- 資料5 抗告フローチャート（地方裁判所が原審となる場合）
- 資料6 支払督促フローチャート

資料 7	送達手続概要図
資料 8	主たる上訴・抗告・異議申立一覧（民事事件）
◆書式編	[6 7 頁]
書式 1	控訴状（被告控訴の場合）
書式 2	控訴状（原告控訴の場合）
書式 3	上告状
書式 4	上告受理申立書
書式 5	上告状兼上告受理申立書
書式 6	移送決定に対する即時抗告
書式 7	特別抗告状・特別抗告理由書
書式 8	抗告許可申立書
書式 9	売却許可決定に対する執行抗告状
書式 1 0	競売開始決定に対する執行異議申立書
書式 1 1	保全抗告状（仮差押命令を認可する決定に対する保全抗告）
書式 1 2	保全抗告状（仮処分命令を取り消す決定に対する保全抗告）
書式 1 3	婚姻費用分担の審判に対する即時抗告
書式 1 4	支払督促に対する異議申立書
書式 1 5	控訴の提起に伴う執行停止申立書
書式 1 6	強制執行停止の上申書

知って得する★お仕事編

登記情報提供サービスで、地番検索サービスが始まりました [8 4 頁]

知って得する★働く環境編

「女性の権利ノート」（京都法律関連労組作成 2015 年版） [8 5 頁]

ちょっと一息 ジムシクのコーナー

ジムシクの叫び～イリュージョンに気をつける [8 7 頁]

ようこそ 法律事務員のページへ

- 新しくなった「日弁連事務職員能力認定制度」特集 [8 8 頁]
- 〈今号のいち枚〉・what's? 法全連 [9 4 頁]

「法律事務」バックナンバーのお知らせ [9 5 頁]

法全連加入（登録）申込書 [9 6 頁]

法全連会則 [9 6 頁]

第1 民事裁判手続における不服申立制度

1 意義

不服申立制度には、「**当事者の救済**」と「**裁判の正当性の保障**」という目的があります。

(1) 不服申立とは、民事裁判などで不利益を受けた者が、その裁判の取消、変更などを求める申立です。

民事裁判は、何らかの権利関係の存否をめぐって紛争があることを前提に、その紛争について裁判所・裁判官が権利関係の存否の判断を下す制度です。その判断によって、権利を失う当事者には不利益な事態が生じます。しかし、裁判所・裁判官の判断といっても、神でもない人間が下すものである以上、その判断に誤りがないとは限りません。また、裁判所等の判断にその時点では誤りがない判断であったとしても、その後の新証拠の出現等によって、最初の判断を覆すことができる事態も容易に想定できます（立証責任の問題等）。

もし、最初の裁判所等の判断のみですべてが確定してしまうとなれば、本来救済されるべき当事者の利益が不当な扱いを受けることになり、裁判自体の存在意義が失われてしまいます。

(2) そこで、民事裁判においては、「**当事者の救済**」を図り、もって、「**裁判の正当性の保障**」をするために不服申立制度が設けられているのです。

いずれにしても、民事訴訟手続においては、当事者の権利関係という重大な事項の存否が判断される性質のものであり、そもそも慎重に判断することが要請されているのであり、いったん下した判断についても、さらに変更・取消の余地がないのか判断し、よりいっそう慎重な判断が可能な方策をとっているといえます。

ポイント

例えば、仙台地裁の判決をもらって、事務所の先生が依頼された事件が負

けてしまった、これを敗訴と言いますが、この一審判決に不満があるから高裁で審理してもらう手続を「控訴」と言います。この控訴が不服申立の一つです。今度、高裁でも負けてしまったという場合に、さらに二審判決に不服なので、今度は最高裁で審理してもらう手続を「上告」と言います。学校で習ったと思いますが、日本では「三審制」と言われて3回審理ができる建前になっています。三審制というと、地裁、高裁、最高裁というイメージを持っているでしょう。

ただ、三審制はなかなか難しいところがあって、実際は二審制ではないかとも言われています。なぜ民事裁判で不服申立があるかと言うと、「当事者の救済」と「裁判の正当性の保障」、簡単に言うと、何らかの理由で不利益な判断を裁判所から受けた人に、1回きりの救済でいいのか、という発想から出てきた制度です。裁判官にも判断の誤りとか、感覚の誤りが生じてしまう場合が有ります。ですから、本当にそれで良かったのか、もう一度検証する機会を設けようということから不服申立制度があります。そうすることにより当事者の救済も図られ、究極的には裁判の正当性が図られることとなります。結局、様々な紛争を最後に解決してくれるのは、一般的には裁判所しかありません。他にも様々な行政上の手続きがありますが、結局困ったら裁判所で判断してもらうしかありません。しかし、その裁判に持ち込んだ判決の内容自体にそもそも問題があるのでは、裁判制度自体、紛争解決制度として不十分なものになってしまうため、裁判所自体も慎重に手続きを進め、司法の信頼を得るために、不服申立手続があると理解していただければと思います。

実際にどういう時に判断の誤りが起こるのかというと、一番大きなものは評価の問題です。

例えば、仙台地裁ですと単独事件がありますが、この場合、一人の裁判官が自分の考えだけで判断します。それについて、いろいろな意味で誤りがあるとして控訴提起をし、高裁に持ち込んだ時には、高裁では三人の裁判官が審理をすることになります。

高裁では三人の裁判官の目で審理しますので、より一層審理が慎重になされますので、より正しい判断がされる可能性が高くなることが期待できます。

また、一審判決の時にはなかなか証拠が無かったけれども、たまたま新しい証拠が後になって出てきた時には、違う判断になるケースもあります。裁判というも

のは、立証責任というものがああり、実際には本当にその事実があったということが証明できないと負けてしまうという建前になっているのです。ですから、例えば貸金請求事件などで領収証が無いまま闘っていたけれど、後から調査をしてみたら領収証が出てきたという場合には控訴審で判断が覆るということもあります。

2 法的根拠 憲法76条・裁判所法

民事裁判における不服申立制度の法的根拠は、民事訴訟法をはじめとする各手続法に個別に規定されています（ここは個別に後述します）。その根拠をより求めるとすれば、日本国憲法76条となります。同条では、最高裁判所のほかに下級裁判所の存在を規定しており、異なる審級で不服申立を前提とした裁判が行われることを予定しています。そして、さらに下級裁判所の具体的な内容を裁判所法が規定しており、これによって、我が国では、いわゆる三審制がとられ、3回まで不服申立ができる建てつけとなっています（実際には、最高裁の判断を仰ぐハードルは高く、事実上二審制という評価もできなくはありません。）。

【憲法76条】 司法権と裁判所、裁判官の独立

- ① **すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。**
- ② **特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。**
- ③ **すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職務を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。**

ポイント

なぜこういう不服申立制度があるのかと言いますと、民事訴訟法には控訴の規定がありますので、ここに法的根拠があると言えます。もっと根本的に言うと、憲法に根拠があると言えます。憲法76条の中には最高裁判所と下級裁判所がそれぞれ規定されています。ですから、裁判所は一つではなくて、もともと下級裁判所の存在が認められています。

最高裁の下に下級裁判所という存在があるのですから、別の裁判所において審理をすると、最高裁以外のところが審理をして最高裁に判断を仰ぐというような不服申立制度を憲法自体も認めていると言えるでしょう。それを踏まえて裁判所法という法律がありますが、その中では、大まかにいうと、地裁，高裁，最高裁の形（厳密に言えば簡裁も含めて4つ）で三審制が採られる建てつけになっています。

3 不服申立制度概観

(1) 上訴・・・控訴，上告，抗告

原裁判（不服申立をした裁判所の前に判断をした裁判所の裁判）の変更・取消を求める制度です。

「控訴」，「上告」，「抗告」という手続があります。

(2) 特別上訴・・・特別上告，特別抗告

憲法違反を理由として最高裁に確定裁判の変更・取消を求める制度です。

「特別上告」と「特別抗告」という手続があります。

(3) 再審

確定裁判の変更・取消を求める制度として「再審」という手続があります。

裁判が確定した後でも、その裁判の内容が確定したままでは、世の中にとって不合理であるというような状況において、その裁判の内容を覆せる明らかな新証拠が出てきたような場合には、もう一度審理する余地が認められています。

(4) 異議

裁判所・裁判官の決定・命令の変更・取消を求める制度として、「異議」という手続があります。

4 裁判の形式（一般論）

裁判には、「判決」，「決定」，「命令」の3種類の形式があります。

(1) 判決

民事訴訟事件において、裁判所が口頭弁論という厳重な手続保障を経た上で判断を示すものとして「判決」があります。

(2) 決定・命令

訴訟手続上の付随的な事項について判断を示す場合や、民事執行、民事保全、破産等の厳重な事前の手続保障よりも迅速性が求められる手続において判断を示す場合に行われます。そのうち「決定」は裁判所が組織として行うもの、「命令」は裁判官（裁判長や受命裁判官，受託裁判官）が個人として行うものです。

原裁判・原判決とは

原裁判とか原判決とか原審の「原」は何かというと、不服申立を審理している裁判所の前の裁判所のことです。不服申立の元になった裁判所の裁判や審理を指します。

資料 8

主たる上訴・抗告・異議申立一覧（民事事件）

No.	種類	申立期間	申立先・提出先	手数料
1	控訴（民訴 281） 【書式 1】	判決書の送達を受けてから 2 週間の不変期間内（民訴 285）	控訴裁判所あての控訴状を原裁判所に提出（民訴 286 I）	控訴する部分について訴状提出時の 1.5 倍の額（民訴費別表第 1 の②）
2	上告（民訴 311 I） 【書式 3】	判決書の送達を受けてから 2 週間の不変期間内（民訴 313（控訴の規定準用））	上告裁判所あての上告状を原裁判所に提出（民訴 314 I）	上告する部分について訴状提出時の 2 倍の額（民訴費別表第 1 の③）
3	上告受理申立（民訴 318）【書式 4】	判決書の送達を受けてから 2 週間の不変期間内（民訴 318V（控訴、上告の規定準用））	上告裁判所あての上告受理申立書を原裁判所に提出（民訴 318V（控訴、上告の規定準用））	上告受理申立する部分について訴状提出時の 2 倍の額（民訴費別表第 1 の③）
4	特別上告（民訴 327 I）	判決書の送達を受けてから 2 週間の不変期間内（民訴 327 II（上告の規定準用））	上告裁判所あての特別上告状を原裁判所に提出（民訴 327 II（上告の規定準用））	上告に同じ
5	即時抗告（民事訴訟法又は同法が準用される場合）	裁判の告知を受けた日から 1 週間の不変期間内（民訴 332 民執 20 等）	抗告裁判所あての抗告状を原裁判所に提出（民訴 331（控訴、上告の規定準用））	1,000 円（民訴費別表第 1 の⑩(4)）
6	即時抗告（民事訴訟法以外の法律の場合）	2 週間と定められているものが多い（民保 19, 破 9 等）	抗告裁判所あての抗告状を原裁判所に提出（民訴 331（控訴、上告の規定準用））	それぞれの最初の申立手数料の 1.5 倍の額（民訴費別表第 1 の⑩(1)～(3)）
7	通常抗告（原則として、法が特に即時抗告と定めていないもの場合）（民訴 328）	抗告期限の定めがなく、原裁判の取消を求める利益がある限り抗告提起できる。	抗告裁判所あての抗告状を原裁判所に提出（民訴 331（控訴、上告の規定準用））	即時抗告に同じ
8	再抗告（民訴 330）	最初の抗告が、通常抗告であれば通常抗告と同じ、即時抗告であれば即時抗告と同じ	再抗告裁判所あての再抗告状を原裁判所に提出（民訴 331 但書）	最初の抗告と同額
9	特別抗告（民訴 336） 【書式 7-1】	裁判の告知を受けた日から 5 日の不変期間内（民訴 336 II）	最高裁判所あての特別抗告状を原裁判所に提出（民訴 336 III（特別上告の規定準用））	最初の抗告と同額（民訴費別表第 1 の⑩）

資料 8

No.	種類	申立期間	申立先・提出先	手数料
10	許可抗告（民訴 337） 【書式 8】	裁判の告知を受けた日から 5 日の不変期間内 （民訴 337Ⅵ，336Ⅱ）	高等裁判所あての許可抗告申立書を原裁判所に提出（民訴 337Ⅵ（控訴の規定の準用））	最初の抗告と同額（民訴費別表第 1 の⑬）
11	執行抗告（民執 10） 【書式 9】	裁判の告知を受けた日から 1 週間の不変期間内（民執 10Ⅱ）	執行抗告裁判所あての抗告状を原裁判所に提出（民執 10Ⅱ）	執行抗告の内容により異なる。民訴費別表第 1 ⑬(1) に規定されているものは最初の申立て手数料の額の 1.5 倍の額（通常の場合は 3000 円），それ以外は 1000 円（民訴費別表第 1 の⑬(1) (4)）。
12	保全抗告（民保 41） 【書式 11, 12】	原決定の送達を受けた日から 2 週間の不変期間内（民保 41Ⅰ）	保全抗告裁判所あての抗告状を原裁判所に提出（民保 7（民訴法の規定の準用））	最初の申立て手数料の 1.5 倍の額（民訴費別表第 1 の⑬(3)）。通常の場合は 3000 円となる。

【民事訴訟法上の異議】

13	裁判所書記官の処分に対する異議（民訴 121）	処分の告知を受けてから 1 週間の不変期間内と定められていることが多い	特に定め無し	500 円（民訴費別表第 1 の⑩イ）
14	終局判決に対する異議（民訴 357, 367Ⅱ, 378）	判決等の送達を受けてから 2 週間の不変期間内（民訴 357, 367Ⅱ, 378）	原裁判所に提出（民訴 357, 367Ⅱ, 378）	500 円（民訴費別表第 1 の⑩イ）

【民事訴訟法以外の異議】

15	執行異議（民執 11） 【書式 10】	是正の利益がある限り期間制限はない	執行裁判所に対し執行異議申立書を提出	500 円（民訴費別表第 1 の⑩ロ・ヘ）
16	執行文付与等に関する異議（民執 32）	規定無し	①処分者が書記官の場合→同書記官が所属する裁判所，②処分者が公証人の場合→公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所に対し異議申立書を提出する（民執 32Ⅰ）	500 円（民訴費別表第 1 の⑩ロ）
17	配当異議（民執 89）	配当期日において配当異議の申し出をする（民執 89Ⅰ）	執行裁判所に対し配当異議を申し出をする	不要

資料 8

No.	種類	申立期間	申立先・提出先	手数料
18	保全異議（民保 26）	保全命令が有効に存在する限りいつでも可能	保全命令発令裁判所に対し保全異議申立書を提出（民保 26）	500 円（民訴費別表第 1 の⑩ハ）
19	労働審判に対する異議（労審 21）	審判の送達又は口頭で告知を受けてから 2 週間の不変期間内（労審 21 I）	労働審判をした裁判所に異議申立書を提出する（労審 21 I）	不要（ただし、適法な異議申立がなされると通常訴訟へ移行するので、訴訟の目的の価額から労働審判手数料を差し引いた価額を申立人が追納することとなる。）
20	調停に代わる決定に対する異議（民調 18）	決定の告知を受けてから 2 週間以内（民調 18 I）	原裁判所に異議申立書を提出する（又は口頭）	不要

【人事訴訟事件及び家事事件における抗告・異議申立】

21	人事訴訟事件における抗告や異議申立は、特例として人事訴訟法に規定があるものを除き、民事訴訟法が適用される（人訴 1）。	
	※特例 ア) 抗告状には抗告理由を具体的に記載しなければならない。（人訴規 26 I） イ) 抗告状に抗告理由の記載がない場合、抗告理由書の提出を待たずに抗告手続を進めることができる。（人訴規 26 II, 民訴規 207 の排除）	

【家事審判事件】

22	即時抗告（審判以外の裁判に対するものを除く）（家事 85） 【書式 13】	審判の告知を受けた日から 2 週間の不変期間内（家事 86）	高等裁判所あての抗告状を原裁判所に提出（家事 87 I）	最初の申立て手数料の額の 1.5 倍の額（民訴費別表第 1 の⑩(1)）。通常、事件手続法別表第 1 事件の場合は 1200 円、同別表第 2 事件の場合は 1800 円となる。
----	--	--------------------------------	------------------------------	---

【家事調停事件】

23	即時抗告（審判以外の裁判に対するものを除く）（家事 288）	特別の定めがある場合を除き、審判の規定を準用（家事 288）		最初の申立て手数料の額の 1.5 倍の額（民訴費別表第 1 の⑩(1)）。通常、事件手続法別表第 1 事件の場合は 1200 円、同別表第 2 事件の場合は 1800 円となる。
----	--------------------------------	--------------------------------	--	---